

平成17年3月1日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問合せ先
責任者役職名 広報部長
氏 名 山口 英大
TEL (06) 6440-3111

株主優待制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度を導入することと致しました。本制度は積水ハウスグループの中期経営ビジョンに基づき、株主の皆様の満足度向上に向けた施策の一環として、当社株式を株主の皆様に長期に保有して頂ける魅力あるものとするを旨としております。

本制度は、当社株式の保有期間に応じて付与される優待ポイントを貯めていただき、その累積ポイントに応じて、当社グループとの取引にそのポイントをご利用頂けるというものであります。概要は下記の通りです。

記

1. 目的

株主優待ポイントを保有株数と保有期間に応じ付与し、当社グループとの取引の際の値引きに利用して頂くことにより、当社株式の魅力を向上させることを目指しております。

2. 対象者

毎年1月31日（当社期末）及び毎年7月31日（中間期末）最終の株主名簿等に記載又は記録された株主様とします。

3. 実施日

平成17年1月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主様から対象となり、以下の付与日から利用可能となります。

平成17年1月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主様を対象としたポイントの付与日は、平成17年4月30日とし、また、平成17年7月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主様を対象としたポイントの付与日は、平成17年9月30日とします。以後、毎年同様の基準で半期毎に付与します。

4. ポイントの付与条件

①ポイント付与の内容

100株以上所有の株主様について、半期毎に100株につき1ポイント付与します。但し、10,000株以上所有の場合は、半期で100ポイント付与することを上限とします。

②ポイントの有効期限

ポイントは付与日から効力を生じるものとし、ポイントの有効期間は付与日の5年後の応答日の前日までとします。

5. ポイントの利用方法

ポイント利用取引の契約時までには株主様から利用申込を頂き、通常価格から値引きされた金額により契約が成立した場合は、株主様のポイントを当該ポイント利用数だけ減じます。なお、ポイントがある限り、何度でも利用頂けます。

6. ポイントの利用対象となる取引

ポイントは当社並びに規約に定める積水ハウスグループ企業との建築工事請負契約その他の取引に利用できます。但し、利用できる取引内容や値引き上限等の制約があります。

[建築工事請負契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
当社工場出荷材による戸建住宅及び共同住宅新築工事 但し、建物と一体で契約する外構、解体工事等を含みます。	通常見積価格(消費税を除く)の5%	20,000円
R C造等の上記以外の建物新築工事 請負代金50万円以上のリフォーム工事(外構、解体工事等を含みます。) ※リフォーム工事は、積水ハウスグループ会社が施工又は販売した建物に限り、受注いたします。	通常見積価格(消費税を除く)の3%	

[不動産売買契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
分譲マンション・建売住宅の不動産売買契約	建物部分の販売価格(消費税を除く)の3%	20,000円

※土地売買契約においては、ポイントの利用はできません。

[不動産の媒介契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
不動産売買又は交換の媒介契約(代理契約を含む。)手数料	媒介手数料(消費税を除く)の30%	5,000円

※不動産の賃貸の媒介契約又は代理契約の場合は、ポイントの利用はできません。

[建物賃貸借契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
建物賃貸借契約の初回賃料	家賃の当初1ヶ月分を限度とする。	2,000円

※対象会社との直接の建物賃貸借契約であることがポイント利用の条件となります。

7. ポイント利用上の制限等

- ・他の割引制度との併用はできません。また、契約当事者が株主様である場合にのみ有効となります。
- ・ポイントを相続、譲渡、貸与、担保提供すること等はできません。

以上